

令和8年2月9日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。
なお、本公募に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 件 名

令和8年度乗用自動車(タクシー)の借上

2. 公募期間

公募開始日:令和8年2月10日(火)

公募終了日:令和8年2月26日(木)

3. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

4. 公募条件

以下の参加条件のすべてを満たしている者であること。

- (1) 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
- (2) 防衛省が契約を締結する全ての契約相手方において使用可能な「共通タクシーチケット」を使用して役務の提供が可能であり、別紙にて示す様式を基準とした「共通タクシーチケット」を無償で発行・納入できること。また、事務手数料が無料であること。
- (3) 運行及び事故対応等について管理体制が確立されていること。
- (4) 環境対策に取り組んでいること。
- (5) 防衛省市ヶ谷庁舎近隣の住民等への迷惑行為及び防衛省市ヶ谷庁舎の各門付近における防衛省職員を乗客の対象とした付け待ちのための駐停車行為をしないことについて誓約できること。また、付け待ちのための駐停車行為が確認された場合は、官側から所轄の警察に通報することについて異存がないことを承諾できること。

5. 提出書類

適合証明書(別紙様式)

6. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階)

ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について
防衛省大臣官房会計課契約係 河野 内線20822 (庁舎A棟10階)

Email konoyut@ext.mod.go.jp

イ 応募条件について

防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線 20816 (庁舎A棟10階)

Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

7. 書類提出期限

令和8年2月26日(木)12:00必着

8. 契約者の決定方法

必要書類を提出期限までに提出し、本公募に示す条件(仕様書に掲げた条件を含む。)を満たす全ての者と契約する。ただし、契約を締結してもタクシー使用を確約するものではない。

9. 結果の通知

令和8年3月上旬を目途に応募者全員に通知する。

10. 資料提出に当たっての留意事項

- (1)参加資格のないものが提出した場合、証明書は無効とする。
- (2)提出資料に虚偽の記載があった場合は、応募資格を失うものとする。
- (3)応募に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は原則として返却しない。
- (4)提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

11. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1)資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2)資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

12. その他

- (1)原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (2)契約締結日までに令和8年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

適 合 証 明 書

公募条件について、適合することを証明いたします。

件名：令和8年度乗用自動車（タクシー）の借上

令和 年 月 日

会 社 名

住 所

代 表 者 名

担当者連絡先 電話番号：

アドレス：

公募条件

- 1 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
- 2 防衛省が契約を締結する全ての契約相手方において使用可能な「共通タクシーチケット」を使用して役務の提供が可能であり、別紙にて示す様式を基準とした「共通タクシーチケット」を無償で発行・納入できること。また、事務手数料が無料であること。
- 3 運行及び事故対応等について管理体制が確立されていること。
- 4 環境対策に取り組んでいること。
- 5 防衛省市ヶ谷庁舎近隣の住民等への迷惑行為及び防衛省市ヶ谷庁舎の各門付近における防衛省職員を乗客の対象とした付け待ちのための駐停車行為をしないことについて誓約できること。また、付け待ちのための駐停車行為が確認された場合は、官側から所轄の警察に通報することについて異存がないことを承諾できること。

添付書類

- 1 関東運輸局の認可証の写し（加盟会社を含む。）
- 2 「共通タクシーチケット」を無償で発行・納入できること及び事務手数料が無料であることの証明（様式任意）
- 3 運行及び事故対応等の管理体制について示されている資料（社内規則又はマニュアル等）
- 4 環境対策に取り組んでいることが分かる資料（社内規則又はマニュアル等）
- 5 近隣住民等への迷惑行為及び付け待ち行為をしないことに係る誓約書（別添様式）

別添

誓 約 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課

会計管理官 平下 一三 殿

私は、防衛省本省内部部局における「令和8年度乗用自動車（タクシー）の借上」契約に関し、防衛省市ヶ谷庁舎近隣の住民等への迷惑行為及び防衛省市ヶ谷庁舎の各門付近における防衛省職員を乗客の対象とした付け待ちのための駐停車行為をしないことについて誓約します。また、付け待ちのための駐停車行為が確認された場合は、官側から所轄の警察に通報されることについて異存はありません。

住 所

会 社 名

代 表 者 名